

用地調査及び物件調査委託業務積算基準（令和８年４月１日）新旧対照表

(改正後)	旧（現行）																																																
総則編 略 歩掛編 第1章～第9章 略 第10章 土地評価 1 土地評価の歩掛 土地評価の歩掛は、次の各項目によるものとする。 (中略) (1)～(4) 略 (5) 標準地の鑑定評価 <table><tr><th colspan="8">表第10－5 標準地の鑑定評価</th></tr><tr><th>種 目</th><th>単 位</th><th>規 模</th><th>職 種</th><th>外 業</th><th>内 業</th><th>計</th><th>備 考</th></tr><tr><td>標準地の鑑定評価</td><td>業務</td><td colspan="5">令和8年3月9日付け7用地第278号「建設局及び都市・交通局の地方機関が実施する公共事業に係る不動産鑑定報酬基準について（通知）」を適用する。</td><td></td></tr></table> 注1 本業務を発注する際は、(3)地域区分及び標準地選定等業務、並びに(4)標準地価格の算定業務の発注を必須条件とする。 注2 標準地の鑑定評価は、平成14年7月3日付け国土第83号国土事務次官通知「不動産鑑定評価基準」に基づくものとする。 注3 土地評価業務主任担当者は、当該主任担当者を除く不動産鑑定士が標準地鑑定評価を行った鑑定評価書を徴するものとする。 注4 令和8年3月9日付け7用地第278号「建設局及び都市・交通局の地方機関が実施する公共事業に係る不動産鑑定報酬基準について（通知）」を適用するので、材料費、旅費、交通費、その他原価については計上しないものとする。 注5 本業務を発注した場合は、平成21年3月23日付け20用地第312号「土地鑑定評価契約事務要領の制定について（通知）」に基づく土地鑑定評価契約は行わないものとする。 注6 土地評価委託時に標準地鑑定評価書が既に存する場合は、本業務を発注しないものとする。 注7 本業務の発注単位は、1業務とする。 以下 略	表第10－5 標準地の鑑定評価								種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考	標準地の鑑定評価	業務	令和8年3月9日付け7用地第278号「建設局及び都市・交通局の地方機関が実施する公共事業に係る不動産鑑定報酬基準について（通知）」を適用する。						総則編 略 歩掛編 第1章～第9章 略 第10章 土地評価 1 土地評価の歩掛 土地評価の歩掛は、次の各項目によるものとする。 (中略) (1)～(4) 略 (5) 標準地の鑑定評価 <table><tr><th colspan="8">表第10－5 標準地の鑑定評価</th></tr><tr><th>種 目</th><th>単 位</th><th>規 模</th><th>職 種</th><th>外 業</th><th>内 業</th><th>計</th><th>備 考</th></tr><tr><td>標準地の鑑定評価</td><td>業務</td><td colspan="5">令和2年3月25日付け31用地第291号「建設局の地方機関が実施する公共事業に係る不動産鑑定報酬基準について（通知）」を適用する。</td><td></td></tr></table> 注1 本業務を発注する際は、(3)地域区分及び標準地選定等業務、並びに(4)標準地価格の算定業務の発注を必須条件とする。 注2 標準地の鑑定評価は、平成14年7月3日付け国土第83号国土事務次官通知「不動産鑑定評価基準」に基づくものとする。 注3 土地評価業務主任担当者は、当該主任担当者を除く不動産鑑定士が標準地鑑定評価を行った鑑定評価書を徴するものとする。 注4 令和2年3月25日付け31用地第291号「建設局の地方機関が実施する公共事業に係る不動産鑑定報酬基準について（通知）」を適用するので、材料費、旅費、交通費、その他原価については計上しないものとする。 注5 本業務を発注した場合は、平成21年3月23日付け20用地第312号「土地鑑定評価契約事務要領の制定について（通知）」に基づく土地鑑定評価契約は行わないものとする。 注6 土地評価委託時に標準地鑑定評価書が既に存する場合は、本業務を発注しないものとする。 注7 本業務の発注単位は、1業務とする。 以下 略	表第10－5 標準地の鑑定評価								種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考	標準地の鑑定評価	業務	令和2年3月25日付け31用地第291号「建設局の地方機関が実施する公共事業に係る不動産鑑定報酬基準について（通知）」を適用する。					
表第10－5 標準地の鑑定評価																																																	
種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考																																										
標準地の鑑定評価	業務	令和8年3月9日付け7用地第278号「建設局及び都市・交通局の地方機関が実施する公共事業に係る不動産鑑定報酬基準について（通知）」を適用する。																																															
表第10－5 標準地の鑑定評価																																																	
種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考																																										
標準地の鑑定評価	業務	令和2年3月25日付け31用地第291号「建設局の地方機関が実施する公共事業に係る不動産鑑定報酬基準について（通知）」を適用する。																																															